

ハッ場裁判、舞台はダム建設の是非を問う“本論”へ。

裁判却下を求め続けた県側、利水に続き治水、危険性、環境への反論を渋々表明。

第10回ハッ場ダム裁判は、1月30日午後1時30分水戸地方裁判所で開かれました。閉廷も間近に迫るころ、坂内裁判長より「これからの予定はどうなりますか」と原告と被告それぞれに問いかけがありました。これまで被告（県）は頑なに「この裁判は住民訴訟だから、県の支払いが法律的に合法か否かだけを問う『財務会計行為』に限定して争う」としてきました。ところが、私たちの利水、治水、危険性、環境、とハッ場ダムの不要、不当性を追及する真正面からの“本論攻勢”に屈したのか、「財務会計行為の範囲ではないが・・・治水、環境、危険性について反論をする」と渋々答えました。

大きな一歩です。被告側の伴弁護士は“住民訴訟ツプシ”では日本一の弁護士。得意技は、財務会計行為論で訴えを却下させること。この伴弁護士が“本論入り”を事実上認めたことは、裁判の流れを名実共に私たち原告側に引き寄せたことを意味します。

ハッ場ダムも談合工事ではないか。原告意見陳述で野口利枝子さん追及。

原告意見陳述は満を持して初登場の野口利枝子さん。最近の官製談合を引き合いにしなから「橋梁談合リスト」に載るハッ場ダム付帯工事の「新千年橋」を追及。不要・不当なハッ場ダムが談合の温床になっている。と迫りました。

ハッ場ダム周辺は“地滑りの巣”だ。若手弁護士丸山則男さん堂々の陳述。

ハッ場ダムは不要だ。と本論攻勢をかける私たち原告の弁護士陳述は「地滑りの危険性」。語るのは若手の丸山弁護士。パワーポイントを使い迫真の弁論でした。

先ずハッ場の地層は、浅間山の噴火による泥流と火山灰による極めて脆い地質であること。さらに温泉の熱水でポロポロになっていると語り、以下のように続けました。

- 1、ダム湖の水が地中にしみ込み、脆いハッ場層の土塊を浮き上げ、地滑りを誘発する。
- 2、ハッ場ダムは放流と湛水を繰り返す。落差は47m。これもまた地滑りを招く。
- 3、林地区は昔からの地滑り地帯。地中の水を集め谷へ流す集水井が十数基設置されている。ダムに水を入れると逆流して地滑りを起こすのは必定だ。
- 4、地滑り危険ヶ所は22ヶ所。対策は3ヶ所だけだ。しかも安易な「盛土工法」だ。これでダムの安全は守れるのか。
- 5、大滝ダム、滝沢ダムは湛水後すぐに地滑りを起こした。ハッ場ダムはもっと危険だ。

次回は4月24日(火)午前11時30分。統一弁護団長の高橋利明弁護士が立ちます。

高橋弁護士はTVドラマ「岸辺のアルバム」の背景になった多摩川水害訴訟で勝訴した弁護士です。地質では専門家裸足の知識の持ち主です。今回も地質学者と幾たびも現地を踏査。自らの足と目で「岩盤の危険性」の書面を書き上げました。現地の写真と図面を駆使して弁論します。ご期待ください。

緒川ダム問題に取り組む、クリスチャン・ポーズさんご夫妻も参加。裁判解説集会。

恒例の裁判解説集会には那珂川の支流、緒川に計画され、放り出すように中止された「緒川ダム」のその後を取材する仏人のクリスチャン・ポーズさん、吉川真実ご夫妻を迎え、理不尽なダム計画と地元住民の苦しみ、世界中が首をかしげる横暴な政治権力に羊のように従順な日本人。等等、ダム問題に取り組む同士として連帯を約しました。

表面より

ダムのかん縛。「新・いばらき水のマスタープラン」下方修正も及び腰。

茨城県は「いばらき水のマスタープラン」の改訂にともない概案を発表しました。ポイントは水需要予測を下方修正したこと。でも、精査するとハッ場ダムや霞ヶ浦導水事業を継続するための「辻褃合わせプラン」でした。以下にその欺瞞性を裸にします。

現在のプランとの比較（目標年度はともに 2020 年）

		現在のプラン (万m ³ /日)	プラン改定案 (万m ³ /日)	差 (万m ³ /日)
需要 量	水道用水	175	145	-30
	工業用水	186	148	-38
	計（都市用水）	361	293	-68
供給量		375	338	-37
供給量 - 需要量		14	45	31

〔注〕 供給量の減少は湯西川ダムの確保量の削減（2004年に決定済み）10万m³/日と、自己水源の河川水と地下水の減少である。

新・水のマスタープランの問題点

余剰水が 45 万？ も有りながらハッ場ダムや霞ヶ浦導水事業などから撤退しない。

現在活用していながら削減予定の河川水、地下水 26.7 万？ を加えると、余剰水は 71.7 万？ にもなります。ハッ場ダム、霞ヶ浦導水事業、思川開発、湯西川ダムの合計開発水量は 62.2 万？。現有の余剰水があれば新規の水源地開発はまったく無用です。河川水や地下水を放棄してダムをつくる算段は見え見え。無駄遣い金額は 2200 億円です。**余剰水を環境用水や危機管理用水に使うという過剰水源開発隠し。**

余剰水を河川の浄化に使うということは、水道を流し続けて浄化をはかることです。こんなことを望む県民はいないでしょう。渇水時の危機管理用水も屁理屈です。手元に貯水池があるわけではなく、利根川のダムに余分な水利権を持っているだけのことです。しかもダムの貯水量は各都県共有のものです。異常渇水時に茨城県だけが使えるはずがありません。いずれもダムをつくるために水余りを誤魔化しているのです。

もう「ダムのかん縛」を捨てて、実態にそくした水需要計画を立てる時です。たとえば、大阪府のように、市内配水の漏水を抑える「有収率」を 5% 上げるだけで 12.4 万？ もの水が確保されます。ハッ場ダムと湯西川ダムの開発水量に匹敵する水量です。

利根川水系河川整備計画のための公聴会が開かれます。是非ご参加ください。

全体公聴会：2/22（木）14：30 浦和ロイヤルパインズホテル

利根川・江戸川ブロック：3/7（木）16：30 取手市福祉会館

鬼怒川・小貝川ブロック：2/23（金）13：30 常総市市民会館ホール

3/2（金）13：30 筑西市しもだて地域交流センター

霞ヶ浦ブロック：3/6（火）13：00 潮来市公民館大ホール

3/8（木）13：00 霞ヶ浦環境科学センター多目的ホール

新年度会費（一口/1000 円）未納の方は、同封の郵便振込用紙でお願いします。

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会事務局 TEL/FAX：0297-72-7506